

**リツイートによる写真の氏名表示部分のトリミング表示を氏名表示権侵害とした事例**

【文 献 種 別】 判決／最高裁判所第三小法廷

【裁判年月日】 令和 2 年 7 月 21 日

【事 件 番 号】 平成 30 年（受）第 1412 号

【事 件 名】 発信者情報開示請求事件（リツイート事件）

【裁 判 結 果】 上告棄却

【参 照 法 令】 著作権法 19 条、プロバイダ責任制限法 4 条

【掲 載 誌】 民集 74 巻 4 号 1407 頁、裁時 1748 号 3 頁、判時 2472 号 47 頁、判タ 1479 号 18 頁、  
金判 1606 号 7 頁、金判 1608 号 34 頁

◆ LEX/DB 文献番号 25570963

慶應義塾大学教授 奥邨弘司

**事実の概要**

X（原告・被被告人）は、写真家であり本件写真の著作権者である。Xは、本件写真の隅に © マークと自己の氏名をアルファベット表記した文字など（以下、本件氏名表示部分）を付加した画像を自身のウェブサイトに掲載した。

前記画像をXに無断で複製した画像（以下、本件元画像）を含むツイートが、ツイッターのAアカウントに投稿され表示された（以下、Aツイート記事という）。このとき、本件元画像は、本件画像ファイル保存用 URL で特定される画像ファイルとしてサーバーに保存された。

その後、ツイッターのB・C・Dの各アカウント（以下、本件各アカウント）において、Aツイート記事のリツイートがなされた（以下、各リツイートを本件各リツイート、投稿されたメッセージなどを本件各リツイート記事、本件各リツイートをした者を本件各リツイート者という）。その結果、不特定者が閲覧可能な本件各アカウントの各タイムラインに、本件各リツイート記事の一部として、本件元画像が表示されるようになった。

ツイッターの仕様上の制約から<sup>1)</sup>、本件各リツイート記事において、本件元画像は、上部および下部がトリミングされた状態で表示される（以下、本件各表示画像）ことになるため、本件氏名表示部分は表示されない<sup>2)</sup>。

Xは、本件各リツイートによって、本件写真に係るXの著作権および著作者人格権が侵害されたとして、ツイッターの運営会社である米国法人Y

（被告・上告人）に対して、プロバイダ責任制限法 4 条 1 項に基づき、本件各アカウントの発信者情報の開示を求めた<sup>3)</sup>。

一審（東京地判平 28・9・15 判時 2382 号 41 頁）は、本件各リツイートによって、著作権および著作者人格権が侵害されたことは明らかとはいえないとして、Xの請求を棄却した。原審（知財高判平 30・4・25 判時 2382 号 24 頁）は、本件各リツイートによる著作権（公衆送信権）の侵害とその幫助は認めなかったが、著作者人格権（氏名表示権と同一性保持権）の侵害は明らかであるとして、本件各リツイート者の電子メールアドレスの開示を命じた。これに対して、Yが行った上告受理申立て（のうち、氏名表示権に関する部分）を最高裁が受理したのが本件である。

**判決の要旨**

上告棄却（著作権法関連部分のみ取り上げる）。

**1 上告理由の概要**

「所論は、①本件各リツイート者は、本件各リツイートによって、著作権侵害となる著作物の利用をしていないから、著作権法 19 条 1 項の『著作物の公衆への提供若しくは提示』をしていないし、②本件各ウェブページを閲覧するユーザーは、本件各リツイート記事中の本件各表示画像をクリックすれば、本件氏名表示部分がある本件元画像を見ることができる〔筆者注：以下、Y表示方法という〕ことから、本件各リツイート者は、本件写真につき『すでに著作者が表示しているところ

に従って著作者名を表示』(同条2項)しているといえるのに、本件各リツイートによる本件氏名表示権の侵害を認めた原審の判断には著作権法の解釈適用の誤りがあるというものである。」

## 2 所論①について

「著作権法19条1項は、文言上その適用を、同法21条から27条までに規定する権利に係る著作物の利用により著作物の公衆への提供又は提示をする場合に限定していない。また、同法19条1項は、著作者と著作物との結び付きに係る人格的利益を保護するものであると解されるが、その趣旨は、上記権利の侵害となる著作物の利用を伴うか否かにかかわらず妥当する。そうすると、同項の『著作物の公衆への提供若しくは提示』は、上記権利に係る著作物の利用によることを要しないと解するのが相当である。

したがって、本件各リツイート者が、本件各リツイートによって、上記権利の侵害となる著作物の利用をしていなくても、本件各ウェブページを閲覧するユーザーの端末の画面上に著作物である本件各表示画像を表示したことは、著作権法19条1項の『著作物の公衆への・・・提示』に当たるといえることができる。」

## 3 所論②について

「Xは、X写真画像の隅に著作者名の表示として本件氏名表示部分を付していたが、本件各リツイート者が本件各リツイートによって本件リンク画像表示データを送信したことにより、本件各表示画像はトリミングされた形で表示されることになり本件氏名表示部分が表示されなくなったものである(なお、このような画像の表示の仕方は、ツイッターのシステムの仕様によるものであるが、他方で、本件各リツイート者は、それを認識しているか否かにかかわらず、そのようなシステムを利用して本件各リツイートをっており、上記の事態は、客観的には、その本件各リツイート者の行為によって現実に生ずるに至ったことが明らかである。)。また、本件各リツイート者は、本件各リツイートによって本件各表示画像を表示した本件各ウェブページにおいて、他にX写真の著作者名の表示をしなかったものである。

そして、本件各リツイート記事中の本件各表示画像をクリックすれば、本件氏名表示部分がある本件元画像を見ることができるとしても、本件各表示画像が表示されているウェブページとは別個

のウェブページに本件氏名表示部分があるということとどまり、本件各ウェブページを閲覧するユーザーは、本件各表示画像をクリックしない限り、著作者名の表示を目にすることはない。また、同一ユーザーが本件各表示画像を通常クリックするといえるような事情もうかがわれない。そうすると、本件各リツイート記事中の本件各表示画像をクリックすれば、本件氏名表示部分がある本件元画像を見ることができるといえることをもって、本件各リツイート者が著作者名を表示したことになるものではないというべきである。

以上によれば、本件各リツイート者は、本件各リツイートにより、本件氏名表示権を侵害したものであるというべきである。」

本判決には、戸倉三郎裁判官の補足意見と林景一裁判官の反対意見がある。

## 判例の解説<sup>4) 5)</sup>

### 一 「公衆への提供若しくは提示」に該当するか

#### 1 問題の所在

氏名表示権が働くのは、原作品の場合を除き、著作物の「公衆への提供若しくは提示」の際に限られる(著作権法(以下、省略する)19条1項)。一般に、提供とは有形的に(＝有体物によって)他に示すことを意味し、提示とは無形的に他に示すことを意味すると解されている<sup>6)</sup>。

19条1項にいう「公衆への提供若しくは提示」が、①著作財産権の対象となるような公衆への提供・提示行為を含むことについては異論のないところであるが、本件では、②著作財産権が働かないような公衆への提供・提示行為も含むのか否かが争われた。というのも、本件で問題となったリツイート行為は、リンクの一種(であるインラインリンクの一種)であり、(著作財産権である)公衆送信権の対象となるか否かについて議論があったからである<sup>7)</sup>。ここで、仮に前記②が肯定されるのであれば、リツイートが公衆送信権の対象ではない行為と整理されても、なお氏名表示権は働くことになる。

#### 2 判決の論理

判決は、(a)19条1項の文言に限定がないこと、および、(b)人格的利益の保護の必要性は著作財産権の対象となる行為の有無にかかわらないことを理由として、前記②を肯定した。いずれも、妥

当な理由付けといえよう。

もっとも、本判決の結論は、著作物のあらゆる態様での公衆への提供または提示に際して、氏名表示権が働くことを意味するから、その制限規定である19条2項や3項が適切に機能しないと、著作物の利用を過度に萎縮させることになる。しかしながら、本判決には、そのような視点が欠けているのではないかという疑問が拭えない<sup>8)</sup>。

### 3 リツイートと公衆送信権

本判決は、リツイートが、公衆送信権の対象となる行為であるか否かについては、正面から判断の対象としていない。この点を如何に捉えるかについては議論があるが、仮に本判決が対象行為性を肯定するのであれば、前記②について論じることが不要だったはずであるし、判決の要旨2の「したがって」以降の説示に、「仮に」などの限定が付されていないこともあわせ考えると、本判決は、リツイート（すなわちリンク）の前記対象行為性が否定されることを大前提とするものと捉えるべきだろう<sup>9)</sup>。現に、調査官解説も、対象行為性の否定を「一般的理解」としている<sup>10)</sup>。

## 二 著作者名表示に該当するか

### 1 19条2項

氏名表示権が働く場面では、その都度著作者に、氏名を表示するか否か、表示を希望する場合は、実名かそれとも（いずれの）変名かについて、同意を得るのが本来である（19条1項）。しかしながら「著作者の別段の意思表示がない限り……すでに著作者が表示しているところに従って著作者名を表示する」のであれば、氏名表示権が保護する人格的利益を害することはないので、同意を得る必要はない（同条2項）。

この点Yは、Y表示方法によって著作者名が表示されている以上、19条2項によって、氏名表示権侵害は成立しないと主張したが、本判決は、Yの主張を退けた。それは、Y表示方法が、「既に著作者が表示しているところに従って」いないと判断したためではなくて<sup>11)</sup>、そもそも著作者名表示には該当しないと判断したためであった。

### 2 判決の論理と分析

（ア）本判決は、判断の理由として、①本件元画像（著作者名表示あり）は本件各表示画像が表示されているウェブページとは別のウェブページ上に存在すること、②リツイート閲覧者は、本件

各表示画像をクリックしないと著作者名の表示を目にできないこと、③閲覧者が通常クリックするような事情も窺われないことをあげている。

しかしながら、公衆への提示の典型例とされる公の演奏の場合に、例えば、演奏会のプログラムに著作者名を表示する方法でも妥当と長らく解され<sup>12)</sup>、それが現に広く行われ社会的にも是認されていることなどに比較すると、本件において、同一媒体に著作者名が表示されないことや（前記①）、著作物と著作者名表示とが一覧できないこと（前記②）だけで著作者名表示該当性を否定するのはバランスを欠くだろう。また、それらを求めてしまうと、例えば演奏会においては、各曲の演奏の直前か直後に、必ず著作者名をアナウンスしなければならないなどといったことにもなりかねず、やはり妥当な帰結とはいえない。

（イ）思うに、著作者名表示が別媒体になされていたり、一覧性に欠けていたりしても、表示が通常目に（または耳に）されるような事情がある限り、氏名表示権が保護する人格的利益——ここでは、著作者が創作者であることを主張する利益<sup>13)</sup>。19条3項が、著作者名表示を省略することができる場合の必須の要件として、前記利益が害されるおそれがないことをあげていることから自然と導かれるだろう<sup>14)</sup>——が害されることはない。とすると、前記①～③のうち鍵になるのは、③ということになる。なお、ここで重要なのは、氏名表示権が保護する人格的利益に照らせば、「通常」という言葉の前に、「著作者名を知りたいと考える者により」という言外の前提が伴うという点である<sup>15)</sup>。もしそうでないとすると、「通常」は実質的に「常に」に転化してしまいかねず、氏名表示権の保護は過大なものとなる。

（ウ）本来、前記事情の有無は、「当該タイムラインを閲覧する一般のユーザーの普通の注意と閲覧の仕方とを基準として、当該表示画像の内容や表示態様、閲覧者にクリック等を促すような記載の有無などを総合的に考慮して判断する」（補足意見）べきところ、本判決は、特段具体的な検討をすることもなく、簡単に前記③を認めている。この点、調査官解説は、Yから具体的な主張立証がなかったことを指摘するが、同時に、訴訟記録に照らして、(a) 記事中の位置づけから本件各表示画像自体に訴求力がないこと、(b) 本件各表示画像の表示態様などからクリックして本件元画像

を確認するインセンティブが働く状況にないこと、(c) 本件各リツイート記事中などにクリックを促進する記載がないこと、を踏まえて、本判決は判断したのだらうとする<sup>16)</sup>。

しかし、「訴求力」「インセンティブ」「促進」まで必要とするのは、「著作者名を知りたいと考える者」以外の者までクリックする状況にあることを求めていることに他ならず、「通常」が「常に」に転化してしまっており妥当ではない<sup>17)</sup>。

この点、ツイッターにおいては、表示された画像について、著作者名を知りたいと考える者がクリックすることこそ「通常」なのであり<sup>18)</sup>、Y表示方法の著作者名表示該当性はむしろ肯定されるべきであったように思われる<sup>19)</sup><sup>20)</sup>。その意味で、本判決のこの部分、筆者は誤っていると考えるが、仮にそうでないとしても、本件におけるリツイートに限定される事例判断に過ぎないと解すべきであろう<sup>21)</sup>。

なお、氏名表示権の侵害主体に関する説示にも論点はあるが、紙幅の関係で割愛したい<sup>22)</sup>。

### 三 残された課題

本件各表示画像にXの氏名がなく、かつ、Y表示方法の著作者名表示該当性が認められないとしても、直ちに氏名表示権侵害となるわけではない。なぜなら、そのような状態を著作者名表示の省略と捉えると、19条3項が適用される可能性があるからだ。しかしながら、本判決は、同項の適用の可否について論じておらず、この点は、今後の課題である。また、トリミングによる同一性保持権侵害の成否についても、同様である。

#### ●——注

- 1) 現在では仕様は変更され、当時よりもトリミングされる機会は減っている。
- 2) A ツイート記事でも、本件元画像はトリミングされて表示されている。この点、笹本・後掲注4) 注3および谷川・後掲注5) 脚注2参照。
- 3) Xは、Aアカウントについても発信者情報の開示を求めており、この請求は一審から認められている。
- 4) 調査官解説として、笹本哲朗「判解」曹時73巻11号(2021年)203頁。また、同「判批」L&T90号(2021年)58頁およびジュリ1555号(2021年)101頁。
- 5) 先行する評釈として、田村善之「判批」知的財産法政策学研究61号(2021年)263頁[法時92巻11号(2020年)4頁およびWLJ判例コラム(2020年)213号の加筆版]、小泉直樹「判批」ジュリ1551号(2020年)8頁、奥邨

弘司「判批」法教482号(2020年)64頁、中川達也「判批」論究ジュリ35号(2020年)158頁、吉田和彦「判批」法支200号(2021年)202頁、上野達弘「判批」IPジャーナル16号(2021年)10頁、山根崇邦「判批」法支794号(2021年)34頁、高橋元弘「判批」AIPPI66巻4号(2021年)11頁、張睿暎「判批」ジュリ臨増1557号(2021年)220頁、荒木謙太「判批」際商49巻4号(2021年)499頁、谷川和幸「判批」L&T91号(2021年)75頁、劉楊「判批」知的財産法政策学研究59号(2021年)349頁、前田健=木下昌彦「判批」情報法制研究9号(2021年)34頁などがある。

- 6) 中山信弘『著作権法〔第3版〕』(有斐閣、2020年)602頁参照。
- 7) 奥邨弘司「インターネットと著作権」法教449号(2018年)38頁以降など参照。
- 8) 谷川・前掲注5) 80頁は、この点(特に3項との関係)についての懸念を詳しく説く。
- 9) 慎重な理解をするものとして田村・前掲注5) 脚注33および谷川・前掲注5) 脚注12参照。
- 10) 笹本・前掲注4) 213頁参照。
- 11) 「既に著作者が表示しているところに従(う)」とは、表示・不表示、実名・変名のいずれかについて従えばよく、具体的な表示の態様まで従うことを求めるものではないと考える。奥邨・前掲注5) 脚注18参照。
- 12) 加戸守行『著作権法逐条講義〔7訂新版〕』(著作権情報センター、2021年)178頁参照。
- 13) 匿名や変名にすることも、創作者であることの主張の一態様である。
- 14) 本判決には、氏名表示権は著作者と著作物との結び付きに係る人格的利益を保護するものとの説示があるが、肝心の人格的利益の具体的中身が説明されておらず抽象的に過ぎ妥当ではない。また、仮にそれが、著作者が創作者であることを主張する利益以上のものを含むとすると、19条3項を説明できない。
- 15) 反対：田村・前掲注5) 脚注43。
- 16) 笹本・前掲注4) 注27参照。
- 17) 前田=木下・前掲注5) 43頁も同旨。なお、笹本・前掲注4) 注26も一般論としては「常に」の必要はないと説くが、当てはめには疑問がある。
- 18) 笹本・前掲注4) 注25は、書籍とウェブページは違うとするが、ページを何度めくるとのワンクリックのどちらが容易で通常行われ易いかは明らかだろう。
- 19) 反対：田村・前掲注5) 287頁。
- 20) 結果、19条2項が適用されて、氏名表示権侵害は否定されるべきであったと考える。原審に関する判例評釈である長谷川遼「判批」著作権研究45号(2018年)285頁も、そのような帰結の可能性を指摘する。
- 21) 笹本・前掲注4) 注26も事例判断とする。
- 22) 奥邨・前掲注5) 68~69頁参照。